

2013

Jan, Vol. 151

News Letter

— 目次 —

Plaza-i ユーザー訪問記 (第1回) 日本ATMグループ様

Plaza-i V2.1 の追加共通機能

Plaza-i 「でんさいネット」に対応します

Windows Server 2012

Plaza-i コンサルタントはどんな人？

Plaza-i 新機能—従業員支払メール通知機能

最新の Plaza-i バージョン情報

事業者免税点制度の改正

先物取引に係る雑所得等の課税の特例

Bal



Plaza-i ユーザー訪問記(第1回)日本 ATM グループ様

Plaza-i ユーザー様同士のビジネス交流の場として、「ユーザー訪問記」を始めました。どんな企業で、Plaza-i が利用されているのか、実際にユーザー様を訪問し、お話を伺います。

第1回目は、日本 ATM グループ様を訪問し、お話を伺いました。動画事例ビデオでもご協力頂きました。

今回訪問した日本 ATM 株式会社(ATMJ)様(本社 東京都港区浜松町 1-30-5 社員数約 740 名)は、1999 年に設立し、「金融事業と利用者を結ぶ、革新的なサービスを提供する」をビジョンに、ATM の販売・開発・保守・運用をはじめとして、ATM の監視サービス、運用サービスなどの幅広いソリューションを提供している企業です。

そもそも弊社とのお付き合いは 2004 年に始まりました。当時 ATMJ 様では、物販(フロー・ビジネス)とサービス、及びレンタルビジネス(ストック・ビジネス)を一元的に、トータルにサポートできる ERP システムを探しておりましたが、監査法人の仲介により、会計監査にも適したシステムという面も含めて評価して頂き、Plaza-i の採用に至りました。

特に、ストック・ビジネスへ対応した機能が充実していると評価して頂きました。①継続契約にもとづき、売上は自動で月次均等分割計上され、請求は任意分割できる[SVC サービス業販売管理]機能。②レンタル物件情報(物件移動、保守担当組織異動など)は、[FAS 固定資産]で管理し[SVC]契約伝票と[FAS]レンタル物件情報を連携させることで契約と物件を一元管理でき、さらに最新の保守担当組織への売上計上と減価償却費の明細区分別配賦をする機能。③[PUR 購買]からレンタル物件を調達し、[DRS 物流在庫]から[FAS]固定資産台帳(リース資産や固定資産)へ自動登録する機能。システム間をまたいでここまで連動できる ERP は、他にはないというお言葉を頂きました。

■導入システム(SOE・SVC・PUR・DRS・ARS・APS・EPS・FAS・GLS・MST・USR)

最近では、中国の子会社や人材の採用・教育・派遣をトータルに行う子会社の日本 ATM ヒューマン・ソリューション株式会社(AHS)様(本社 東京都港区浜松町 1-30-5 社員数約 60 名)も含めた、グループ全体で Plaza-i をご利用頂いております。

このグループ統合化においては、Plaza-i が備えていたグローバル対応(外貨処理)を評価頂きました。

ところで ATMJ 様は、前身である日本 NCR の DNA を引き継ぎ、人材育成に力を入れている企業ですが、2007 年からは、内定者や新入社員の育成に積極的に取り組んでおられます。

(2009 年 3 月号の『企業と人材』に関連記事が掲載されています。)

最近では、この経験やノウハウを活かした「オープン型(複数企業参加型)内定者&新入社員向研修」プログラムを開発し、来年度より提供を開始されるそうで、子会社の AHS 様が担当されています。

通常の集合研修だけではなく、電子メールや電話を活用して、研修で得た知識やスキルを使えるように支援をしたり、その結果をフォローする仕組みになっており、「受講者がわかるだけではなく、わかって使えるまで支援する。」をコンセプトにしたユニークなプログラムだそうです。

弊社でも、昨年より、内定者研修をお願いしております。

興味のある方は、以下まで問い合わせてみてください。

日本 ATM ヒューマン・ソリューション(株)
採用教育本部

(Tel) 03-6380-5203

(Fax) 03-6380-5204

(Mail) kyouiku@atmj-hs.co.jp

(URL) <http://www.atmj-hs.co.jp/>



取材にご協力頂けるユーザー様を募集しております。ご関心のある方は、弊社サポート担当まで、是非ご連絡ください。

Plaza-i V2.1 の追加共通機能

はじめに

Plaza-i も最新バージョンは V2.1 となり、日々機能の追加改善が行われております。今回はその中でも、全体的な機能、管理者向けの機能の中から、2 つの機能をご紹介します。と思います。

SQL キャンセルダイアログ

照会画面でうっかり間違えて範囲指定を非常に広くしてしまい、そのまま最新表示ボタンや OK ボタンを押してしまった、というご経験はないでしょうか。データベースサーバへの問い合わせ (SQL 実行) が長時間掛かり、他の処理にも遅延が発生するおそれがあります。

このような場合には、従来より (システム管理者を通して) USR データベースセッション管理メニューから、セッションを強制切断していただいているかと思えます。

V2.01.05 以降ではこれに加え、検索画面、印刷指示画面、照会画面において、最新表示ボタンまたは OK ボタンをクリックした後にキャンセルダイアログが表示されるようになります。

意図せず長時間掛かるような SQL が実行されてしまっても、このダイアログのキャンセルボタンを押すことで、中断が可能になります。

※UG (ユーザーズガイド) 参照先 : Plaza-i 共通ユーザーズガイド操作編、活用機能 (章)、実行中の処理の中止 (節)

データベース起動・停止

Oracle の Enterprise Manager など別途データベースツールを使用しなくても、V2.01.05 からは Plaza-i の機能を使って、データベースの起動と停止を実行することができるようになります。

サーバの Oracle データベースが、何らかの原因で停止し、Plaza-i にログインできない場合、本画面の「起動」ボタンをクリックすることにより、サーバの Oracle データベースを起動します。

例えば、夜間バックアップ時にデータベースがロックしてしまい、停止してしまったという事例がありましたが、このようなケースで「起

動」できることが役立ちます。

また、停電が計画されている場合や、サーバで計画されている管理作業の都合で、Oracle データベースを停止する必要がある場合、本画面の「停止」ボタンで、サーバ上の Oracle データベースを安全に停止できます。

システム管理者であればサーバに対する十分な知識と権限を持ち、サーバ上で操作することもできますが、サーバの直接操作まではしなくとも責任者にはアプリケーションを通してであれば (そのアプリケーションが使うデータベースなので) データベースを停止できてよいでしょう。

例えば、停電時には UPS が立ち上がっている間に迅速かつ安全にデータベースを停止すべきですが、そのような場合に役立ちます。

※UG 参照先 : Plaza-i 共通ユーザーズガイド共通システム編、ファイル (章)、データベース起動・停止 (節)

おわりに

通常業務でご利用になられる GLS 一般会計や SOE 販売管理などの各モジュールの機能だけでなく、共通機能にもご注目いただき、有効に活用いただければ幸いです。

Plaza-i「でんさいネット」に対応します

でんさいネットとは

株式会社 全銀電子債権ネットワーク (全国銀行協会 100%出資) が 2013 年 2 月中にサービス開始予定 (2013 年 1 月 10 日時点) の手形・振込に代わる新たな決済手段 (電子記録債権) です。

手形との違いは電子データとして記録を行うため送付や保管の必要がなく、また取立手続きも不要な点です。

現状の期日現金や各銀行がそれぞれ管理する電子手形に近い機能ですが、全銀行が参加予定で発行銀行等が異なっても共通で利用でき、また手形の取引停止処分と同様の機能があるため債権としての信頼性が高いと言えます。

(でんさいネット <http://www.densai.net/>)

Plaza-i での対応予定

でんさいネットのサービス開始に合わせて Plaza-i でも電子記録債権の管理を行えるようにリリースしていきます。

まず 2 月中旬までに Plaza-i で債権債務ともに「でんさい」の登録と決済を行う機能をリリースします。

具体的には取引先のでんさい利用者番号をマスターに登録できるようにし、現状の受取手形、支払手形と同じメニューから電子債権債務として登録、管理できるようにします。

手形の管理との違いですが、電子債権の場合には取立手続きが必要ないため、Plaza-i でも取立依頼処理を行わずにそのまま決済処理を行えるように対応します。

もちろん、電子債権の発生や決済の処理を実行することで債権債務の減少や電子債権債務の発生、減少、そして仕訳に関しては手形と同様に連携しますので二重作業は必要ありません。

また、電子債務の発生記録に関しては、FB データ作成機能や支払手形発行機能と同様に Plaza-i の支払予定データからファイル（債務者請求方式）を作成できるようになりますので、こちらに関してもシステム内の処理と金融機関への依頼を二重で行う必要はありません。

（でんさいネットとのファイル連携機能につきましては、でんさいネットサービス開始後に最終確認を行いますので、サービス開始後すぐにはご利用いただけない可能性があります。）

ご利用いただくには

でんさいネット機能は Plaza-i PNS 手形管理システムの標準機能ですので既に PNS 手形管理システムをご利用いただいている方はバージョンアップが必要ですが追加費用無しでご利用いただけます。

実際にご利用いただく場合には入金方法や支払方法のセットアップ、でんさいネットご利用者番号の整備等のセットアップ作業が必要になります。

また運用相談等を含め、でんさいネットのご利用をご検討中の方は弊社サポート担当者または導入担当者にお問い合わせください。

Windows Server 2012

Windows 8 の OS が発売され、新しいインターフェースが話題になりましたが、サーバ OS も新たな製品が発表されています。

日本マイクロソフトは 2012 年 9 月 5 日、Windows Server 2008 R2 の後継となる次期サーバ OS である Windows Server 2012 のリリースを発表しました。

Windows server 2012 はエディションが大幅に整理されました。

Windows server 2008 は 6 つのエディション（Foundation/Standard/Enterprise/Datacenter/Web/Itanium）に対し

Windows server 2012 は 4 つのエディション（Foundation/Essentials/Standard/Datacenter）に整理統合されました。

Essentials や Foundation はスモールビジネス向けのサーバ OS で、対応する利用用途等も限定されるものになります。

汎用的に利用するサーバ OS として Datacenter エディションと Standard エディションの 2 つに集約されました。

また MS の既存サーバライセンスになかった概念でプロセッサ・ライセンス（CPU ライセンス）という物理プロセッサ数によるライセンスをカウントする形態が採用されました。

オラクル社のライセンスと同じようにシステムに装着されている物理プロセッサ数（＝CPU ソケット数）によってライセンス数が決まり、2 物理プロセッサごとに 1 ライセンス購入が必要となった点が大きいです。

ソケット数の多い物理サーバの場合、ライセンス購入の際は御注意下さい。

Datacenter と Standard エディションで追加できる「役割」や「機能」などの差や、サポートされる最大物理メモリ・サイズや最大サポート・プロセッサ数などの違いがなくなり、2 つのエディションの違いは仮想化権限だけとなりますので、大規模な仮想環境を利用しない場合は Standard エディションを選択するケースが多くなるのではないかと思います。

また変更されたのはライセンス形態だけでなく機能についても大きく変更があった様です。

Windows Server 2008 R2 と比較して 180 以上の新機能と機能強化が行われたとの事で、目立った機能強化点として

【仮想化機能強化】

Hyper-V の新バージョン 3.0 が搭載され、仮想マシンのスペック向上、高速化が図れました。

また Hyper-V レプリカという機能で別拠点の物理サーバに仮想マシンの複製を作成するといった災害対策にも対応できる機能が追加された点は注目に値すると思います。

【新ファイルシステム】

「ReFS (Resilient File System)」が採用され 4 ペタバイト (1 ペタ=1,024 テラバイト) の大容量サポート・障害自動復旧・障害部分の自動切り離しなど、ディスクについての信頼性も向上したとの事です。

【ネットワーク仮想化】

OpenFlow 技術のメリットを享受可能な Hyper-V vSwitch Extension が搭載され仮想ネットワークへ対応しました。

OpenFlow は、ソフトウェアによってネットワークの構成や機能をプログラミングできる「Software-Defined Network」というコンセプトで、グーグル、マイクロソフト、Yahoo!、ドイツテレコム、ベライゾン、Facebook 等大手が推進しています。ネットワーク仮想レイヤーに対応したことで、よりクラウドに適して来たと言えると思います。

【デスクトップの仮想化】

Remote Desktop service 機能の向上により、WAN 経由でも高レスポンス、Web カメラ等の USB デバイス利用可能、生体認証でシンククライアントへのログインなど、シンククライアントでリモートワークに適した機能も追加された様です。よりデスクトップの仮想化に適して来たと思います。

新機能もさることながら、サーバインターフェースも Windows 8 のようなタイルを使ったインターフェースとなり、スタートメニューも無くなりました。

従来サーバ OS のインターフェースと比べかなり操作性が変わりましたので、導入に躊躇される方も中にはいらっしゃるのではないのでしょうか。

上記の様に、様々な変更があった Windows

server 2012 ですが、Oracle 社の動作保証がまだ得られておりません。

弊社からデータベースサーバとして御提案・御提供が出来る様になるには、Windows Server 2012 対応の修正パッチがリリースされ、弊社プログラムの動作確認が終わった後となります為、2013 年春以降となるかと思えます。

2012 の新機能については弊社でも引き続き調査研究を行い、便利な機能があればまたご紹介致します。

Plaza-i コンサルタントはどんな人？

はじめに

Plaza-i には、役割の異なる 3 種類のコンサルタントがいます。

本稿では、この 3 種類のコンサルタントについて、ご紹介させていただきます。

セールスコンサルタント

Plaza-i には、得意とする業種業態があり、これと、お客様企業の業種業態がマッチすると、弊社の営業担当者は、お客様企業と Plaza-i を結び付けるべく、営業活動を実施していきます。

その際、営業担当は、お客様企業の業種業態による特有の要件と Plaza-i のモジュールやその特徴的な機能を、大まかに結びつけていきます。

また、お客様の様々なご要望に合わせ、Plaza-i の導入計画の概要を形成していきます。

スケジュール案、ライセンス数、予算規模、カスタマイズ概要、導入工程の概要などです。

このように、Plaza-i は、営業段階から既にコンサルティング活動が始まっており、弊社では、営業担当を概要レベルで大きな絵を描く、ハイレベルコンサルタントであると位置付けています。

適用コンサルタント

営業段階を経て、お客様に Plaza-i を選択していただいた場合、次に登場するのが適用コンサルタントです。

適用コンサルタントは、お客様企業の業務要

件を詳細に分析して、Plaza-i の基本機能、さらには様々なオプション機能をどう適用するかを決定していきます。

また、同時に、お客様企業の業務要件に対して、適用が困難な機能、あるいは、適用すべき機能がない場合に、その解決方針、すなわち、カスタマイズにより機能を開発するか、基本機能で運用対応するか、システム外対応とするかなどを決定していきます。この際、お客様との正確で効率的なコミュニケーションをとるために CRP (コンファレンス・ルーム・パイロット) という手法を利用します。

適用コンサルティングの成果物として、基本設計書を作成します。これにより、お客様企業に対して Plaza-i を導入する道筋がつけられます。

適用コンサルタントは、いわば、Plaza-i をお客様企業に導入する際の、指導的役割を果たす水先案内人と言えるでしょう。

お客様企業の会社規模や適用対象業務、あるいは導入対象モジュールなど、Plaza-i の導入規模が大きくなるにつれて、この適用コンサルティングの作業が、重要になっていきます。

導入コンサルタント

適用コンサルタントの次に登場するのが、導入コンサルタントです。

導入コンサルタントは、適用コンサルティングの結果である基本設計書に基づいて、本稼働に向けて、その導入支援作業を実施していきます。

システムは、完璧なプログラム、完璧な基本設計書があっても、それだけでは稼働しません。正確な各種データとそれを正しく利用する人がいて、初めてシステムは稼働します。

お客様に提出していただいたデータをレビューし、また、お客様へトレーニングを実施して、データと人をシステム稼働できる状態へ導いていきます。

また、システム導入直後の日々の取引入力、月次締め処理の結果を導入コンサルタントがレビューします。

このように導入コンサルタントは、Plaza-i システムとデータと人を結び付け、Plaza-i 導入プロジェクトのゴール (本稼働) へ向かって一緒に走って行く人と言えます。

終わりに

以上、Plaza-i の 3 種類のコンサルタントについて、ご紹介させていただきました。

本稿では、Plaza-i を新規導入する際の流れでご紹介しておりますが、現在、Plaza-i を稼働している中で、新しくモジュールや機能を導入される場合にも、同じように、Plaza-i コンサルタントを活用していただくことができます。

Plaza-i の運用のご相談は是非、Plaza-i のコンサルタントをご活用下さい。

Plaza-i 新機能 - 従業員支払メール通知機能

V2.00.07 より Plaza-i 債務管理システム (APS) に、従業員への支払の場合に支払予定情報を事前にメールで通知できる機能が追加されました。

従業員へ支払を行う場合、支払承認時に、従業員ごとに予め登録したメールアドレスに支払内容を記載したメールを自動送信することが出来ます。支払予定が確定した段階で (実際に支払処理が実行される前に)、対象の従業員に対して例えば以下のようなイメージの確認メールを送信することが可能です。

```
【支払情報】
支払予定日：2013/01/31
通貨：YEN
支払金額：63,000

【支払明細情報】
<伝票番号> <支払金額> <摘要>
A-09000057 31,500 経費報告仮払精算処理
A-09000058 31,500 経費精算 (2012/12)

【システム情報】
支払先コード：1000405
支払先名：従業員-山田太郎
従業員コード：A101
従業員名：山田太郎
```

上記の通り振り込みの予定です。

振込がされない場合は、経理内線 1000 (タナカ) までご連絡下さい。

APS の債務計上傳票入力から登録した支払予定はもちろん、Plaza-i 経費精算システム (EPS) の経費精算申請や、Plaza-i プロジェクト管理システム (PRJ) の経費報告から APS へ自動転送された支払予定データについても、支払承認されたタイミングでメール通知されますので、従業員は実際に支払処理が実行される前に、支払の予定を確認することができます。

以下のような設定等を行うことにより利用可能です。

- ・従業員別の支払先マスターの登録
- ・メール管理マスターでのメール送信設定
- ・従業員マスターのメールアドレスの登録
- ・メール通知内容の設定

今回ご紹介させて頂きました機能の詳細な情報は、ユーザーズガイド、APS 債務管理、支払処理 (章)、従業員支払メール通知機能 (節) に記載しております。本機能のご利用をお考えの場合は、弊社サポート担当者または導入担当者にお問い合わせください。

最新の Plaza-i バージョン情報

平成 25 年 1 月 21 日現在までリリースしております最新のバージョン情報をお届けします。

Plaza-i.NET V2.01.05.07

Plaza-i 経費精算システム V2.01.05.07

Plaza-i 給与計算システム V2.0.4.31

なお、Plaza-i 給与計算システムは弊社ホームページ (<http://www.ba-net.co.jp/>)

NEWS and TOPICS にも掲載しております。

事業者免税点制度の改正

平成23年6月の消費税法の主な改正内容は

- ①事業者免税点制度の適用要件の見直し
- ②仕入税額控除における95%ルール¹の適用要件の見直し
- ③還付申告書への明細書の添付義務化²となっていました。

この中で平成25年1月から適用されることになった①の内容について、ご紹介いたします。

1. これまでの事業者免税点制度

基準期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、1年決算法人の場合、原則として翌々期から課税事業者となっていました。【図1】

2. 追加された要件

今回の改正により1.の要件に加え、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、翌期から課税事業者となることになりました。

【図2】

3. 特定期間とは

- ・個人事業者の場合

その年の前年の1月1日から6月30日までの期間をいいます。

- ・法人の場合

その事業年度の前事業年度開始の日以後6ヶ月の期間（前事業年度が1年でない場合などは別段の定めがあります。）をいいます。

4. 給与等支払額との選択

2.の判定基準により特定期間の課税売上高が1,000万円を超えた場合においても、同期間中の給与等支払額（所得税の課税対象とされる給与、賞与の合計額をいいます。）が1,000万円を超えていないときは、選択により免税事業者と判定することができます。

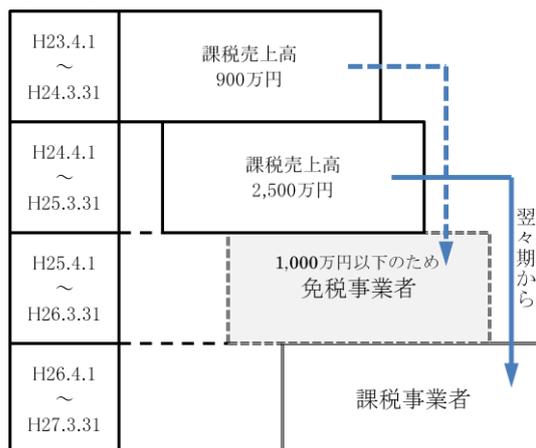
5. 適用開始時期と特定期間の違い

この改正は、平成25年1月1日以後に開始する年又は事業年度から適用されます。従って、新たな要件による判定期間（特定期間）は、事業年度が1年の3月決算法人の場合は、平成25年4月1日から同年9月30日までの期間ではなく、平成24年4月1日から同年9月30日までの期間となり、既に経過しているため注意が必要です。

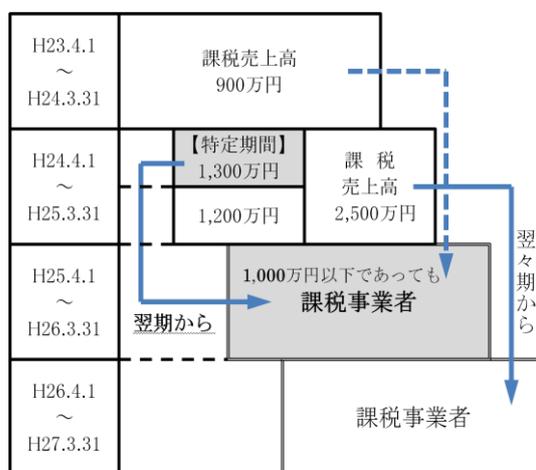
6. 届出について

新たな要件により課税事業者となる場合は、『消費税課税事業者届出書』を速やかに提出する必要があります。

【図1】 これまでの免税点判定



【図2】 追加された要件による判定



図中の特定期間はH24.4.1～H24.9.30です。

先物取引に係る雑所得等の課税の特例

平成 23 年度税制改正により、個人が行う先物取引のうち従来の市場取引に加え、平成 24 年 1 月 1 日以後に金融商品取引業者と相対で行う店頭取引が「先物取引に係る雑所得の課税の特例」の範囲に含まれ、総合課税方式から申告分離課税方式へ変更となりました。これにより、市場取引と店頭取引の損益通算が可能となるとともに、損失が生じた場合の 3 年間の繰越控除も適用可能となります。

なお、上記先物取引には外国為替証拠金取引（以下「FX 取引」）の差金等決済により生じた損益も含まれますので、ここでは主に FX 取引について記載します。

<改正前の取り扱い>

FX 取引のうち取引所取引（クリック 365 や大証 FX）については、「先物取引に係る雑所得等」として所得税 15%、住民税 5%の申告分離課税とされていましたが、店頭取引については「雑所得」として累進課税である「総合課税」とされてきました。

また、取引所取引の損益と店頭取引の損益の通算ができず、さらに店頭取引の場合には、損失の繰越控除の適用もありませんでした。

<改正後の取り扱い>

取引所取引と店頭取引について取扱いが異なっていたものが、申告分離課税に統一され、先物取引に係る雑所得等の損益通算が、市場取引、店頭取引にかかわらず可能となりました。（ただし、先物取引に係る雑所得等以外の所得との損益通算はできません。）

また、損益通算後も損失が残る場合には、一定の要件のもと損失を繰り越し、翌年度以後 3 年内の各年分の先物取引に係る雑所得等の金額から控除できるようになりました。

	改正前	改正後
取引所取引	申告分離課税 損益通算△(※1) 繰越控除○	申告分離課税 損益通算○(※3) 繰越控除○
店頭取引	総合課税 損益通算△(※2) 繰越控除×	

(※1)取引所取引間の損益通算のみ○

(※2)店頭取引間の損益通算のみ○

(※3)取引所取引と店頭取引間の損益の通算○

<具体例>

平成 24 年 1 月 1 日～12 月 31 日の取引において下記のような利益及び損失が発生した場合、改正前後の課税対象金額は次のようになります。

■ 各取引の利益及び損失

店頭取引 (X 社) +100 万円 (Y 社) +40 万円
取引所取引 (Z 社) △200 万円

■ 改正前の課税対象金額の計算方法

100 万円 + 40 万円 = 140 万円

※ Z 社の△200 万円は損益通算不可(切捨て)

■ 改正後の課税対象金額の計算方法

100 万円 + 40 万円 - 200 万円 = 0 円(△60 万円)

■ 損失の繰越控除

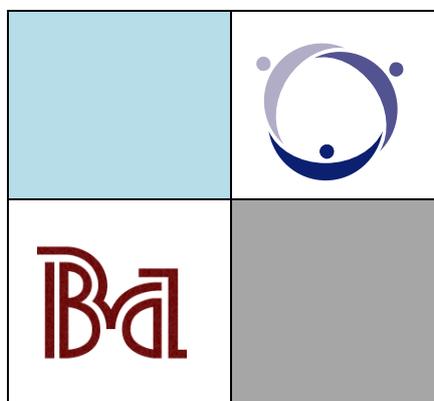
平成 24 年度の課税対象金額から控除できなかった△60 万円は、翌年度以後に繰越して、平成 25 年度～平成 27 年度の 3 年間にわたり課税対象金額より控除することができます。

<適用要件>

損益通算及び繰越控除の適用を受ける場合には、平成 24 年分の確定申告を行わなければなりません。**(提出期限は平成 25 年 3 月 15 日)**

なお、確定申告書には「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」や「先物取引に係る繰越損失の付表」を添付する必要があります。

また、繰越控除の適用を受ける場合には、翌年度以後も連続して確定申告書及び上記添付書類を提出する必要がありますのでご留意下さい。



Visit our web sites at

<http://www.ba-net.co.jp>

<http://www.aiwa-tax.or.jp>